

今治市有地財産売払入札参加者心得

今治市総務調整課が実施する市有地売払の入札参加者は、今治市契約規則(以下「契約規則」という。)のほか、公告、実施要領、物件調書等を熟知するとともに、下記の条項により入札に参加してください。

記

- 1 入札書は、所定の様式を使用してください。
- 2 入札書等関係書類の文字及び印形は、明瞭かつ消滅しないもので記載してください。
- 3 入札金額は、アラビア数字によることとします。
- 4 入札に代理人が出席したときは、入札開始前に、その代理権限を証する「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けてください。
- 5 入札を辞退する場合は、入札が完了に至るまでに総務調整課まで「入札辞退届」を提出してください。事故等により書面による「入札辞退届」を提出できないときは、総務調整課へ連絡し、指示を受けてください。
- 6 「入札辞退届」を提出し入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な扱いを受けるものではありません。
- 7 入札参加者が提出した書類は、返却できません。
- 8 入札保証金の納付確認のため、払い込み時の入札保証金の領収書の原本(金融機関等の領収日付印が押印されたもの)を入札会場に必ず持参してください。
- 9 予定価格を公表していますので、入札は1回のみとなります。
- 10 入札会場への入室は、申込者又は代理人のみとさせていただきます。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 入札者またはその代理人がした2以上の入札
 - (3) 代理権限のない者がした入札
 - (4) 入札書が所定の時刻に遅れて提出された入札
 - (5) 入札書に入札者(代理人がした入札にあつては代理人)の記名押印のないもの又は印形が認識しがたい入札
 - (6) 入札金額を訂正した入札
 - (7) 入札書に記載された合計金額と内訳(土地・建物)金額に整合性がない入札
 - (8) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
 - (9) 事前に公表した予定価格未満でした入札
 - (10) 入札保証金を納付しないもの又はその額が不足する入札
 - (11) 上記のほか、契約規則及び市有財産売払入札実施要領に違反したもの、不審な点が認められる入札
- 12 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は異議申立てができません。
 - 13 開札は、所定の場所及び日時に、入札者の立会いのうえ行います。
 - 14 入札の執行を妨害した者は、退場を命じます。
 - 15 入札執行中に携帯電話等を使用するなど、外部と連絡を取ることはできません。また、私語は厳に慎んでください。
 - 16 入札執行者が必要と認めるときは、入札の執行を停止し、もしくは取り消し又は入札日時を変更できるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責は負いません。
 - 17 入札者は、入札後、契約規則、市有財産売払入札実施要領、物件調書、現場等について不明を理由に異議を申し立てることはできません。
 - 18 入札者中、予定価格以上で最高価格の入札をしたものを落札者としします。
 - 19 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、「くじ」で落札者を決定します。
 - 20 落札者が契約の締結を申し出ないとき(契約保証金を納付することができないときを含

む)は、落札は効力を失うものとします。

- 21 落札後に契約を締結しなかった場合は、入札保証金の返還はできません。
- 22 この心得に定めのない事項については、契約規則その他の規定・関係書類等によるものとします。
- 23 この心得にご不明な点等がありましたら、今治市 総務部 総務政策局 総務調整課 電話 0898-36-1502 までお問い合わせください。